

平成18年6月7日

平成18年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成18年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成18年6月7日(水)午前10時43分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭
欠 員 1名
傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
収 入 役 室 副 理 事 兼 会 計 課 長 谷 口 桂 三	教 育 部 長 岡 田 耕 治

教育委員会副理事 兼生涯学習課長	淵原義仁	教育委員会副理事 兼青セ文セ所長	一本稔明
教育委員会副理事 兼淡輪公民館長	入口博行	総務部危機管理課長	亀崎義夫
総務部 行財政改革課長	四至本直秀	住民部保険年金課長	谷下芳文
事業部第二阪和等 プロジェクト推進課長	西啓介		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長	辻下一博	議会議務局主幹 兼議会議長	竹下雅樹
--------	------	------------------	------

議事日程

- 日程1 議案第48号 専決処分の承認を求める件
(平成17年度岬町一般会計補正予算(第9次))
- 日程2 議案第49号 専決処分の承認を求める件
(平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第4次))
- 日程3 議案第50号 専決処分の承認を求める件
(平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次))
- 日程4 議案第51号 専決処分の承認を求める件
(平成17年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次))
- 日程5 議案第52号 専決処分の承認を求める件
(平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次))
- 日程6 議案第53号 専決処分の承認を求める件
(平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次))
- 日程7 議案第54号 専決処分の承認を求める件
(平成18年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次))
- 日程8 議案第55号 平成18年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件

- 日程9 議案第56号 平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程10 議案第57号 平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程11 議案第58号 平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程12 議案第59号 平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件
- 日程13 議案第60号 岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件
- 日程14 議案第61号 岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件
- 日程15 議案第62号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- 日程16 議案第63号 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件
- 日程17 議案第64号 岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件
- 日程18 議案第65号 監査委員の選任について同意を求める件
- 日程19 報告第1号 平成17年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

(午前10時43分 開議)

○和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第2回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時43分でございます。

本日の出席者は14名、欠席者は1名、欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○和田博之議長 日程1、議案第48号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第48号、専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町一般会計補正予算（第9次））につきまして、ご説明いたします。

平成17年度一般会計決算（見込）におきまして、大阪府市町村振興補助金等の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容を説明させていただく前に、平成17年度一般会計の決算見込みについて説明させていただきます。今日の厳しい経済情勢を受けまして、本町の財政は引き続き非常に厳しい状況でございます。平成17年度決算におきましても、財政調整基金等各種基金を取り崩しまして、不足する一般財源を補うという非常に厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金や泉州地域振興基金など、積極的に財源の確保を行うとともに、歳出の見直しなどの取り組みを進めた結果、最終的に不足財源を補うための基金の取り崩しは6億9,000万円程度となる見込みでございます。

景気には若干の明るさが見えつつありますが、国の三位一体の改革の総仕上げの年度を迎え、地方交付税や国庫補助金の厳しい見直しがされることにより、今後も厳しい財政運営が続くと見込まれておるところでございます。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容を説明させていただきます。

平成17年度一般会計補正予算（第9次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整等を行うことによりまして、これまで財源といたしておりました財政調整基金繰入金を減額する内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,799万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億659万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、町税につきましては、実績に伴いまして559万1,000円を増額計上いたしております。

地方譲与税、利子割交付金等の各種交付金につきましては、交付決定に伴いまして2,260万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては2,607万8,000円を減額計上いたしております。特別地方交付税につきましては、豪雪等の被災地の重点配分されることとなっているのが減額の要因となっております。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料で370万1,000円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、各種補助金等の交付額の確定に伴いまして431万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、身体障害者保護費国庫負担金118万6,000円、知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金238万6,000円、在宅心身障害児福祉対策費補助金495万9,000円等を減額計上し、知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金精算分317万7,000円等を計上するものでございます。

府支出金につきましては、各種補助金等の交付額の確定に伴いまして3,781万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金4,800万円等を計上するとともに、重度障害者医療費公費負担助成事業補助金443万6,000円等を減額計上するものでございます。

財産収入につきましては、基金預金利子21万7,000円を減額計上いたしております。

繰入金につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正や歳出不用額の調整を行うことによりまして、これまで財源といたしておりました財政調整基金繰入金を846万円減額計上するとと

もに、普通建設事業の施設の維持経費に充当するための公共施設整備基金繰入金1億円を減額計上し、合わせて1億846万円を減額計上するものでございます。

諸収入につきましては、257万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、延滞金250万5,000円、社会福祉協議会補助金返還金99万9,000円、同和更正資金償還金18万2,000円を計上し、土砂災害情報相互通報システム受託事業収入111万4,000円を減額計上するものでございます。

町債につきましては、起債許可決定に伴いまして1,620万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、公営住宅改修事業債600万円、小学校整備事業債700万円等を計上するとともに、淡輪保育所整備事業債1,540万円を減額計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきまして説明いたします。5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、18ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

議会費につきましては、財源更正によるものでございます。

総務費につきましては、1,033万2,000円を減額計上いたしております。主な内容として、財源更正による減額、町税過誤納償還金513万9,000円等を減額計上するものでございます。

次に、民生費につきましては3,654万3,000円を減額計上いたしております。主な内容として、社会福祉総務費の各種扶助費1,577万2,000円、身障医療助成費795万1,000円、放課後児童健全育成事業運営費等の臨時職員賃金437万5,000円等を減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、321万1,000円を減額計上いたしております。内容として、合併処理浄化槽整備費41万1,000円、基本健診委託料280万円を減額計上するものでございます。

農林水産事業費につきましては、漁業集落排水事業特別会計繰出金9,000円を減額計上するものでございます。

商工費につきましては、海釣り公園駐車場部設計委託料70万5,000円を減額計上するものでございます。

次に、土木費につきましては455万円を減額計上いたしております。主な内容として、下水道事業特別会計繰出金212万6,000円、住宅管理総務費の光熱水費142万5,000円等を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、阪南市岬町消防組合の人件費等の減額に伴う負担金923万2,00

0円を減額計上するものでございます。

教育費につきましては584万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、幼稚園就園奨励補助金82万7,000円、耐震診断委託料135万1,000円、中学校嘱託職員賃金119万6,000円等を減額計上するものでございます。

公債費につきましては、不良住宅地区改善事業費府補助金の確定による財源更正のみとなっております。

諸支出金につきましては787万8,000円を計上いたしております。これは基金預金利子及び決算上の歳計余剰金を各種基金に積み立てるべく、歳入予算との調整を行ったことによるものでございます。

次に、25ページを参照願います。

地方債の補正につきましては、公営住宅改修事業ほか4事業の府貸付金の確定による追加の補正を行うものでございます。

また、26ページは、農地防災事業ほか5事業の起債限度額の確定に伴う変更の補正を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第48号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第48号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○和田博之議長 日程2、議案第49号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4次）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 企画部の竹本でございます。

日程2、議案第49号、専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4次）」につきまして、ご説明いたします。

平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算（見込）において、繰上償還等に係る地方債元金及び利子償還金の確定に伴い、公債費に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ111万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,774万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載されていますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては諸収入として貸付元利収入を、歳出におきましては公債費として元金と利子償還金にそれぞれ119万9,000円を減額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第49号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4次）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第49号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○和田博之議長 日程3、議案第50号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 住民部の白井でございます。それでは説明させていただきます。

日程3、議案第50号、専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面をごらんくださいませ。

まず、専決理由といたしまして、平成17年度国民健康保険特別会計決算（見込）におきまして、大阪府特別調整交付金等特定財源の確定、国保財政基盤安定基金への積み立てに係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

補正予算書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億562万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の概要についてご説明いたします。2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

療養給付費交付金といたしまして、3,217万3,000円を補正いたしております。これは平成16年度の退職被保険者の療養給付に係る精算分として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、府支出金、財政調整交付金として2億62万1,000円を補正いたしております。これは国庫支出金の一部である財政調整交付金については、国が国保財政の調整を行ってまいりましたが、平成17年度の三位一体改革により、その財政調整に係る権限が都道府県に移譲されたことに伴い、大阪府から財政調整交付金が、普通調整交付金と特別調整交付金の2つに分けまし

て交付されることになりました。そのうち、今回、特別調整交付金の補正でございます。

この特別調整交付金は、各市町村において、国保財政の健全化に取り組む自治体に、特に保健事業など医療費の軽減に積極的に取り組む本町の実績が大阪府において高く評価されたことにより交付されたものでございます。なお、本町は、平成17年度から、新たに国が推進するヘルスアップ事業をいち早く取り組み、特に糖尿病予備軍を対象といたしました、いきいきセミナーの開催、看護師による訪問指導事業などを実施いたしております。特にヘルスアップ事業につきましては、事業の実施期間が短い中で、本町が率先して取り組んだことが大きく評価されたものと、そして、それが交付金の増額につながったと考えているところでございます。

次に、繰入金、基金繰入金につきまして、3,279万4,000円の減額補正をいたしております。これは国保会計の財源調整として1億4,289万1,000円の繰り入れを予定しておりましたが、さきにご説明いたしました過年度分の療養給付費交付金3,217万1,000円の歳入がありましたので、その歳入相当額を基金繰入金において調整するため、今回、減額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の3ページ、ご参照願います。なお、詳細につきましては6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

基金積立金、財政安定基金積立金として、2億円を補正いたしております。これは、先ほどご説明いたしました大阪府からの特別調整交付金に係る補正予算相当額を国保財政基盤安定基金へ積み立てるため、積立金として2億円を計上したものでございます。

なお、今回の基金の積立金の今後の用途につきましては、医療費等の突発的な増加等に伴い、必要とする保険料を補うための財源とするのではなく、特別調整交付金の交付理由でもご説明いたしましたとおり、医療費の抑制を目的とした保健事業の財源とする予定でございます。この保健事業の実施が、今後の医療費総額の抑制につながり、その結果として、国民健康保険料の増加を抑える要因となると、そのような見込みでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第50号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第50号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○和田博之議長 日程4、議案第51号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

日程4、議案第51号、専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次））の件につきまして、説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由といたしましては、裏面をご参照いただきたいと思います。

平成17年度岬町下水道事業特別会計決算（見込）におきまして、地方債等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

議案書1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,576万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,088万4,000円とするものでございます。

歳入といたしまして、2ページをごらんいただきたいと思います。なお、歳入予算の事項別明細及び詳細につきましては、7ページから9ページに記載しております。

まず、繰入金といたしまして、一般会計繰入金の補正額といたしまして212万6,000円

を減額し、差し引き3億1,916万6,000円とするものでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計予算の歳入の確定及び歳出の不用額調整に伴う財源更正であります。

次に、基金繰入金補正額といたしまして11万5,000円を減額し、差し引き869万円とするものでございます。これにつきましては、流域下水道建設負担金及び事業認可変更業務の減額確定に伴い、特財としての基金繰入金も減額したものであります。

町債といたしまして1億3,130万円の減額で、差し引きを2億1,540万円とするものでございます。これにつきましても起債額の確定によるものでございます。

国庫支出金といたしまして1,200万円の減額で、差し引き6,300万円とするものでございます。これにつきましては、工事請負費等の落札減による補助対象事業費の減額によるものでございます。

諸収入といたしまして、雑入では141万4,000円の減額で、差し引き1万9,000円とするものでございます。これにつきましては、消費税及び地方消費税が確定申告による還付金が発生しなかったことが主な要因でございます。

使用料及び手数料のうち、使用料といたしまして11万9,000円の減額で、差し引き8,335万円とするもので、下水道使用収入の確定に伴う減額によるものでございます。また、手数料収入が3万8,000円の増額で、差し引き13万8,000円とするもので、排水設備工事指定業者及び責任技術者の登録更新に係る手数料収入の確定に伴う増額によるものでございます。

次に、分担金及び負担金で、負担金といたしまして862万8,000円の減額で、差し引き6,049万円とするもので、受益者負担金収入の確定に伴う減額によるものでございます。

続きまして、2ページの最終欄と3ページをごらんください。

財産収入、財産運用収入といたしまして、下水道区域外流入基金の運用益である基金預金利子を9万6,000円減額し、9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出につきましては、4ページをごらんいただきたいと存じます。なお、歳出の事項別明細及び詳細につきましては、10ページから11ページに記載しております。

総務費のうち下水道総務費、補正額といたしまして2,615万7,000円減額し、差し引き1億687万3,000円とするものでございます。これは主に、昨年の退職異動に伴う人件費の減額、改造補助金の減額及び南大阪湾岸流域下水道組合における管理費の減額に伴う負担金の減額等によるものでございます。

事業費といたしまして、下水道事業費1億2,637万6,000円の減額で、差し引き2億

8, 306万2, 000円とするものでございます。主な要因といたしましては、落札減による工事請負費、補償費等の減額によるものでございます。

続きまして、公債費を322万7, 000円減額し、差し引き3億6, 094万9, 000円とするものでございます。これは16年度起債額の減額確定と借入利率の低率化による減額が主な要因でございます。

次に、地方債補正につきまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

補正前の額といたしまして、限度額3億4, 670万円を限度額2億1, 540万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従来どおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第51号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○和田博之議長 日程5、議案第52号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

日程5、議案第52号、専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町漁業集落排水事業特別

会計補正予算（第2次））につきまして、説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決理由といたしましては、裏面を参照していただきたいと存じます。

平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、地方債等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会の招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案書1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,820万2,000円とするものでございます。

歳入といたしまして、2ページの上欄をごらんください。歳入歳出補正予算の事項別明細及び詳細につきましては、3ページから5ページに記載しております。

まず、府補助金、補正額といたしまして26万円減額し、差し引き2,021万5,000円とするものでございます。これにつきましては補助対象事業費の減額に伴うものでございます。

繰入金といたしまして、一般会計繰入金、補正額といたしまして9,000円減額し、差し引き208万7,000円とするものでございます。これにつきましては漁業集落排水事業特別会計予算の歳入の確定及び歳出の不用額調整に伴う財源更正であります。

次に、町債といたしまして20万円減額し、差し引き1,590万円とするものでございます。これにつきましては、事業費の減額に伴う起債額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出につきましては、2ページの下段をごらんください。

事業費といたしまして、漁業集落排水事業費36万8,000円の減額で、差し引き3,820万2,000円とするものでございます。主な要因といたしましては、落札減による実施設計委託料の減額等によるものでございます。

続きまして、公債費の10万1,000円の減額で、これは資金繰り入れの関係で、平成17年度予算では、一時借り入れを行わなかったため改減するものでございます。

次に、地方債補正につきましては、6ページをごらんいただきたいと存じます。補正前の減額といたしまして、限度額1,610万円を限度額1,590万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従来どおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第52号「専決処分の承認を求める件（平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○和田博之議長 日程6、議案第53号「専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程6、議案第53号、専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次）」につきまして、ご説明申し上げます。

平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算（見込）において生じる歳入不足額を平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするための前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年5月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,676万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の概要につきましては、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては諸収入として貸付元利収入を、歳出におきましては前年度繰上充用金にそれぞれ318万6,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第53号「専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第53号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○和田博之議長 日程7、議案第54号「専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 住民部の白井でございます。

日程7、議案第54号、専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次））について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

裏面をご参照願いたいと思います。

まず、専決理由といたしましては、平成17年度岬町老人保健特別会計決算（見込）におきまして生じた歳入不足額を平成18年度の歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係

る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明させていただきます。予算書の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,941万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

まず、支払基金交付金、審査支払手数料交付金として8万5,000円を補正いたしております。これは平成17年度の審査支払手数料交付金の精算に伴い、その不足額が交付されたことによる補正でございます。

次に、国庫負担金、医療費負担金としまして1,040万5,000円を補正いたしております。これにつきましても平成17年度の老人医療費給付費国庫負担金の精算に伴い、その不足額が交付されたことによる補正でございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の、あわせて2ページを、また詳細につきましては5ページをご参照願います。

まず、諸支出金、償還金として350万9,000円を補正いたしております。これは平成17年度の医療費の精算に伴い発生しました特定財源の返還金で、その内訳といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金返還金が7万5,000円、府負担金の返還金が343万4,000円となっております。

次に、前年度繰上充用金といたしまして、698万1,000円を補正するものでございます。これは平成17年度の決算見込みにおいて生じた歳入不足額を平成18年度の歳入で補てんする繰上充用金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第54号「専決処分の承認を求める件（平成18年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第54号は、原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することと決定いたしました。

暫時休憩します。その場でお待ちください。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 日程8、議案第55号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程8、議案第55号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明いたします。

平成18年度におきましても、引き続き歳入面では、国の三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の見直し、歳出面では、公債費の増加等によりまして多額の財源不足が予想されることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心といたしまして編成いたしましたところでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,834万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,534万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

まず、使用料及び手数料につきましては、墓地使用料17万1,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましては、まちづくり交付金の内示額の確定に伴いまして4,320万円を計上いたしております。

府支出金につきましては、委託金267万円を計上いたしております。内容といたしましては、生徒指導推進協力員活用調査研究委託金35万円及び学校評価システム構築事業委託金232万円はともに事業決定を受け、計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の所要の財源を賄うべく、公共施設整備基金繰入金1,005万6,000円を、また、多奈川財産区特別会計繰入金として、多奈川小学校遊具設置並びに集会所備品購入を目的といたしまして229万8,000円、合わせて1,235万4,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、コミュニティ助成金80万円、消防団員退職報償金239万4,000円、第二阪和国道文化財発掘調査受託事業収入1,056万円、合わせて1,375万4,000円を計上いたしております。

町債につきましては、国庫支出金の増額等により、地域振興施設整備事業債2,380万円の廃止を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金に係る集会所備品購入費19万8,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、出産育児一時金の法改正に伴う国民健康保険特別会計繰出金73万4,000円、淡輪保育所重油対策費として162万3,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、墓地返還に伴う返還金としまして17万1,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、(仮称)海釣り公園整備事業内容の確定に伴い2,529万円を計上いたしております。

土木費につきましては、西畑線整備に伴う予定用地買収地の地籍更正等によるもので、117万円を計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員の退職者の増加に伴いまして、消防団員退職報償金270万

7, 000円、女性消防団訓練用小型動力ポンプ設置費82万8, 000円を計上いたしております。

教育費につきましては、府補助金の内示額の確定に伴いまして、生徒指導推進協力員活用調査研究委託事業費35万円並びに学校評価システム構築事業費232万円、多奈川財産区特別会計繰入金による多奈川小学校遊具設置費210万円、岬中学校体育館雨漏り修繕料29万8, 000円、第二阪和国道文化財発掘調査事業1, 056万円、合わせて1, 562万8, 000円を計上いたしております。

次に、12ページを参照願います。

債務負担行為の補正につきましては、土砂採取跡地整備事業の追加に係る限度額の補正を行うもので、限度額3億4, 400万円を追加するものでございます。

次に、13ページをご参照願います。

地方債の補正につきましては、地域振興施設整備事業債の廃止に係る補正を行うもので、限度額2, 380万円を廃止するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、総務文教委員会並びに事業民生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業民生の各常任委

員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程9、議案第56号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 住民部の白井です。

それでは、説明させていただきます。

日程9、議案第56号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）」について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算は、少子化に対応する国の医療費制度改革大綱を踏まえ、国保加入者の出産育児一時金を現行の「30万円」から「35万円」に引き上げること。また、国の老人保健法の対象とならない年齢15歳から39歳までの、いわゆる若年層を対象に、岬町が実施する基本健診の受診を進め、その受診費用を国民健康保険会計が負担する新たな保健事業を予定し、これらに係る予算を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,078万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。予算書については2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願いたいと思います。

先ほどの出産育児一時金の財源内訳につきましては、その3分の2を一般会計からの繰入金によって、その残りの3分の1は国民健康保険料で賄われます。よって、国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料として3分の1相当額の36万6,000円を、また、繰入金、一般会計繰入金として、その3分の2相当額73万4,000円をそれぞれ補正するものでございます。

次に、府支出金、財政調整交付金として49万円の補正を予定いたしております。これは、先ほどご説明いたしました、若年層の基本健診事業が、全額調整交付金の対象となる予定であることから、その対象経費の予算額を計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の同じく2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願いたいと思います。

まず、保険給付費、出産育児一時金としまして、110万円を補正するものでございます。こ

これは、本年10月から出産育児一時金を5万円引き上げることに伴う補正でございます。

次に、保健事業、保健衛生普及費として49万円を補正するものでございます。これは先ほどご説明いたしました、若年層を対象とした基本健診事業委託料でありまして、基本健診料を負担することによりまして、若年者層の受診を進め、若年者の健康管理意識をより高めることを目的としたものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましても事業民生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

ちょっと補足の方、説明させていただきます。議案第56号の表紙をあけていただきたいわけなんですけども、その中の件名でございます。平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算の健康保険の保険の「険」ですが、健康の「健」と書いています。これは生命保険とかの保険の「険」の誤りでございますので、申しわけございません。修正の方、よろしくお願ひしたいと思います。重ね重ね申しわけございません。よろしくお願ひします。

申しわけございません。この修正につきましては、まことに申しわけないんですけども、議案書につきましても差しかえの方、させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解願ひしたいと思います。

○和田博之議長 ただいま字句の訂正がありました。議案第56号の平成18年度岬町国民健康保険の保険の「険」ですね。これが健康の「健」になっていきますけども、これは1ページめくっていただきましたら書いてありますけども、こちらの方がおうてるということでございますので、これについては表題を差しかえさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

こういうことのないように、きちっとした文書管理をするような制度をやっぱり設けていただきたい。これ、特に議会に出してくるといのは、これは住民の代表のところですから、住民のどこへ出すということでもありますから、そういう意識を持って対応していただきたい、このように思います。

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程10、議案第57号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程10、議案第57号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,498万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金を、歳出におきましては、使途といたしましては、集会所用備品購入及び小学校遊具設置として一般会計に229万8,000円、多奈川財産区有地内整備として、谷川財産区特別会計に121万1,000円を、合わせて350万9,000円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受け

たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程11、議案第58号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程11、議案第58号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ121万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区特別会計繰入金を、歳出におきましては谷川財産区有地内整備工事費121万1,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよ

うお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程12、議案第59号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 上下水道府の末原でございます。

日程12、議案第59号、平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件につきまして、ご説明させていただきます。

本補正予算の内容といたしましては、公営企業借換債の発行に伴うものでございます。今般、地方債計画に基づいた起債許可方針が明らかになり、資本費負担等が著しく高い一定の地方公営企業について、既に発行済みの地方債の借りかえを行い、金利の軽減を図ることを目的とする公営企業借換債の発行が可能と見込まれることから、本補正予算を編成したものでございます。

予算書の1ページをごらん願います。

第2条につきまして、資本的支出の予定額を3万1,000円増額し、3億2,773万3,000円とするものでございます。また、資本的収入が資本的支出に不足する額1億6,126万2,000円につきましても、3万1,000円を増額し、1億6,129万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、公営企業借換債を発行するに当たり、既に発行済みの地方債の未償還額と発行予定額の差額を繰上償還するものでございます。

次に、第3条では、企業債の補正について定めております。今般、発行を予定しております公営企業借換債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

以上、本補正予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程13、議案第60号「岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する

件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程13、議案第60号、岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件について、説明させていただきます。

提案理由としまして、淡輪老人福祉センターに指定管理者制度を導入した本条例の一部を改正するものでございます。

次ページ以降、特に新旧対照表をご参照ください。

第1条につきましては、（以下「センター」という。）文言を挿入し、条例構成上の整理をしたものでございます。

第3条におきまして、指定管理者による管理として、町が指定管理者に行わせることができる旨を定めております。

第4条におきましては、指定管理者が行う業務として、(1)高齢者の福祉向上及び町民のふれあいと交流を図る事業の実施、(2)センターの利用の許可に関する業務、(3)利用料金の収受に関する業務、(4)センターの施設及び設備の維持管理に関する業務、(5)その他町長が必要と認める業務というふうに定めております。

第5条におきまして、指定管理者の管理の期間を5年以内と定めております。

なお、指定管理者の導入に伴いまして、運営委員会の設置等がなくなりますので、現行条例の第4条から第10条までは削除ということになります。

続きまして、第11条、施設、第12条、施設の事業につきましては、文言の整理を行っております。

現行条例第13条につきましては、「使用の許可」を「利用の許可」とし、文言の整理を行い、さらに第1項につきましては、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。及び第2項として、指定管理者は前項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは条件を付すことができるという文章を追加しております。

第14条から第17条までにつきましては、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に、「町長」を「指定管理者」に、等の文言の整理を行っております。

第18条につきましては、「使用料」を「利用料金」というふうに文言の整理を行っております。

なお、さらに現行条例第2項につきましては、消費税の規定を定めておりますけれども、これは後に説明します別表におきまして、内税として表示をするために削除し、新たに新条例第13

条の2項以降に指定管理者に関する定めをしております。第2項については、センターの利用料金を指定管理者の収入として直接收受させることができる旨の規定、第3項におきましては、利用料金については指定管理者に前納しなければならない規定、第4項につきましては、利用料金の額は別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとし、指定管理者はその額について町長の承認を得なければならない規定、第5項につきましては、前項の承認をしたときは、それを町長が公示しなければならない規定を新たに入れております。

新条例第14条につきましては、利用料金の減免措置を定めております。

第15条につきましては、利用料金の還付でございますけれども、文章上の表現を一部修正をしております。

第16条には、損害賠償義務を定めております。これは現行条例で使用者の責任として使用者の損害賠償義務を規定しておりましたけれども、今回の条例では、利用者と指定管理者双方に損害賠償義務を課しております。

続きまして、権利譲渡の禁止事項につきましては文言の整理を行っております。

現行の第22条、管理委託の項目につきましては、指定管理者制度を導入しますので削除になります。

そして、新条例として、新たに委任事項として第18条を追加し、町長が別に定める旨の規定を定めています。

続きまして、別表の料金表でございます。先ほど説明しましたように、消費税を内税として組み入れた金額にしております。さらに、備考の2として、葬儀利用料金として、従来「2万円」だったものを「2万5,000円」という金額に定めております。

なお、附則としまして、施行日を今年の9月1日から施行するものとし、第2項として、運営委員会の廃止に伴いまして、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の中に、淡輪老人福祉センター運営委員会の会長・委員の日額の金額の指定が定めてありますので、これを削除するという規定であります。

本件につきましては、事業民生委員会に付託の予定と聞いておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会へ付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程14、議案第61号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 住民部の白井です。それでは説明させていただきます。

日程14、議案第61号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件につきまして、説明させていただきます。

提案理由としまして、平成17年度税制改正により、大阪府老人医療制度に緩和措置が設けられたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、ご説明させていただきます。改正条例並びに新旧対照表もあわせてご参照願いたいと思えます。

まず、平成16年度11月に老人医療費の府制度が改正され、住民税非課税世帯に属する65歳から69歳までの者を対象に、医療費の負担を1割とする老人医療制度が廃止されました。しかし、この制度改正の際、昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までに生まれた者、すなわちその当時、65歳から69歳までの者の非課税世帯である者が、70歳に達するまでは現行の制度を適用する旨の経過措置が、附則第2項として規定されております。

その後、平成17年度税制改正におきまして、老年者の所得125万円以下の非課税措置が廃

止され、非課税世帯となる所得額が引き下げられました。先ほどご説明いたしました平成16年度の老人医療費制度改正の際、経過措置により助成対象となっていた者の中には、今回の税制改正の影響により、非課税世帯が課税世帯となり、老人医療制度の対象外となる者があります。このような課税世帯となる所得金額が125万円以下の者については、引き続き現行の老人医療制度の助成の対象とする旨の規定を、今回、附則第3項として追加するものでございます。

また、附則の件でございますけれども、非課税世帯の所得判定につきましては、医療を受ける日の属する年の前年の所得によるもので、しかし、1月から6月までの場合については、前々年度の所得となることから、本条例の施行日を平成18年7月1日とするものでございます。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましても、事業民生委員会に付託されるものと伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会へ付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は13時から、よろしくお願ひします。午後1時からでございます。

(午後0時04分 休憩)

(午後1時08分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○和田博之議長 皆さん方にお諮りいたします。

議案第52号、専決処分をした、平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)の件の中で、読み間違いがございましたので、この件につきまして、上下水道部長の末原部長の方から訂正方をお願いします。

○末原上下水道部長 上下水道部の末原でございます。

議案の説明時に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

議案第52号の専決処分の承認を求める件、平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)につきまして、議案書1ページの減額の額を「469万円」と説明しましたが、正しくは「46万9,000円」の減額でございます。表記については誤りはありません。訂正し、おわび申し上げます。

○和田博之議長 これについては、既に承認をしている部分でございますが、読み間違いということでございますから、議事録の方の訂正して、そのように承認したということで行きたいと思ひます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 お願いします。

○和田博之議長 日程15、議案第62号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 住民部の白井でございます。

それでは、説明の方、させていただきます。

日程15、議案第62号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきまして、ご説明さ

させていただきます。

提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令において、介護保険賦課限度額が改正されたこと及び少子化に対応する医療費制度改革大綱を踏まえ、出産育児一時金支給額を改正するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

改正条例並びに新旧対照表をあわせてご参照願います。

まず、第7条の改正につきましては、出産育児一時金の支給額を現行の「30万円」から「35万円」に改めるものでございます。これは平成17年12月に取りまとめられました医療制度改革大綱において、現金制度給付についても見直しを示され、出産育児一時金において、現行の「30万円」から「35万円」に引き上げることを予定しております。本町においても少子化に対応するため、医療費制度改革大綱に示されました引上額に準じ、本年10月から35万円に引き上げるものでございます。

次に、第16条の12の改正につきましては、本年3月に、国民健康保険法施行令の一部改正に基づいて、介護保険賦課限度額を現行の「8万円」から「9万円」に引き上げるものでございます。ご承知のとおり、介護保険料につきましては、40歳から64歳までの2号被保険者は、それぞれ加入する健康保険の保険料とあわせて納付することとなっております。本町において、平成18年5月現在、国民健康保険世帯における介護保険納付世帯は約2,000世帯となっております。そのうち現行の賦課限度額であります8万円を超える世帯数は約1,700世帯があり、これらの世帯が今回の改正規定が適用されるものと見込まれております。

また、今般の改正は、今後ますます高齢化が進展する中で、施行令に定める基準に改正することで、介護保険制度を支える被保険者間の負担の公平性を確保するものであると考えるところでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程16、議案第63号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程16、議案第63号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されたことに伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、本条例第1条及び第2条につきましては、水防法の改正により、水防法の適用する条項を改めておりまして、第1条中、「第34条」を「第45条」に、第2条中、「第17条」を「第24条」にそれぞれ改めるものでございます。

また、本条例第8条につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により、用語を改めておりまして、第8条第1項中、「監獄」を「刑事施設」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

また、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を、先ほどと同じように、次のように改正いたします。第8条第1項中、「監獄」を「刑事施設」に改めるものでございます。

なお、本件は、総務文教委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜り

ますようお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程17、議案第64号「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程17、議案第64号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されたため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

まず、別表におきまして、非常勤消防団員の退職報償金支給額表でありまして、同表の全部を改めます。なお、主な改正点でございますが、同表中の分団長の欄におきまして、10年以上15年未満の「26万6,000円」を「26万8,000円」に、支給額を2,000円引き上

げ、15年以上20年未満の「2万4,100円×年数」を「2万4,200円×年数」の基礎単価100円の引き上げでございます。また、20年以上25年未満の「2万4,100円×年数」を「2万4,200円×年数」の、同様に基礎単価を100円を引き上げ、部長、班長の欄におきましては、10年以上15年未満の「23万1,000円」を「23万3,000円」ということで、支給額を2,000円の引き上げ、15年以上20年未満の「2万400円×年数」を「2万600円×年数」ということで、基礎単価額を200円引き上げております。20年以上25年未満の「2万400円×年数」を、同じく「2万600円×年数」の基礎単価額を200円引き上げしてしております。そのようにそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例におきましては、公布の日から施行することとしております。

また、本件は、総務文教委員会に付託と聞き及んでいますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

○和田博之議長 日程18、議案第65号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とい

たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

- 石田町長 日程18、議案第65号、監査委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

監査委員の小坂 巍氏は、平成18年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小坂氏の経歴につきましては、議案書の裏面をご参照ください。

氏名は、小坂 巍氏でございます。生年月日は、昭和8年1月1日のお生まれで、住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2669番地でございます。

経歴につきましては、昭和23年6月に和歌山県庁に奉職され、平成4年3月までお勤めになっておられます。岬町におけるいろいろな役につきましては、ご参照のとおりでございます。なお、和歌山県庁奉職中に、昭和29年3月に和歌山県立桐蔭高等学校をご卒業されております。

以上でございますので、ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 和田博之議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 和田博之議長 異議なしと認めます。

これより議案第65号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意する賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第65号は、これに同意することに決定いたしました。

○和田博之議長 日程19、報告第1号「平成17年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告を求めます。

総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程19、報告第1号、平成17年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告するものでございます。

裏面をごらんください。

事業名は、障害者計画策定事業の金額309万9,000円、翌年度繰越額309万9,000円、一般財源309万9,000円と農業施設改良事業、あつ、失礼しました。金額の訂正します。障害者計画策定事業の金額390万9,000円、翌年度繰越額390万9,000円、一般財源390万9,000円と農業施設改良事業272万円、翌年度繰越額272万円でございます。

以上でございます。

○和田博之議長 総務部長の報告は終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これをもって「平成17年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について、報告が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

あすから各常任委員さんには大変ご苦労さんでございますが、付託分の審議について、よろしくお願ひいたします。

次の本会議につきましては、6月16日午前10時からの全員協議会終了後、本会議を開きますので、よろしくお願ひをいたします。

また、議会運営委員の皆さん方につきましては、6月16日9時30分、ご参集をよろしくお願ひいたします。

どうも本日はご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後1時26分 延会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年6月7日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 福 田 収

議 員 谷 本 貢